

Ⅱ 国民年金、厚生年金保険の適用・徴収等の状況

1. 国民年金適用収納業務の状況

(速報値ベースであり、今後、一部数値の修正がありうる)

項 目		直近数値(集計時点)	対前年同月比	備 考
1	第1号被保険者数	18,997,084 人 (23年8月末)	-435,651 人	任意加入被保険者を含む
2	全額免除等割合(注)	22.2 % (23年8月末)	1.5 %	
3	現年度納付率	55.0 % (23年8月末)	-0.1 %	
4	過年度納付率(平成21年度)	64.3 % (23年8月末)	4.3 %	「対前年同月比」欄は、平成21年度末からの伸びを計上
5	過年度納付率(平成22年度)	61.2 % (23年8月末)	1.9 %	「対前年同月比」欄は、平成22年度末からの伸びを計上
6	口座振替実施率	32.7 % (23年8月末)	-0.4 %	
7	コンビニ等納付件数	6,074,685 件 (23年8月末)	538,853 件	年度累計
	内 訳			
	①コンビニエンスストア	5,363,856 件	461,602 件	
	②インターネットバンキング	190,861 件	-4,132 件	
	③クレジットカード	519,968 件	81,383 件	
8	最終催告状発送件数	4,786 件 (23年8月末)	4,408 件	
9	差押執行件数	1,790 件 (23年8月末)	389 件	

(注)第1号被保険者数(任意加入除く)に占める、法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者数の合計の割合。

【平成23年度行動計画の全体目標】

- ① 平成21年度の最終納付率については、平成21年度の現年度納付率(60.0%)から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- ② 平成23年度末における平成22年度分の納付率については、平成22年度末(59.3%)から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
- ③ 平成23年度の現年度納付率については、平成21年度と同程度以上の水準を確保すること。なお、平成22年度末納付率(推計)が平成21年度末納付率を上回る年金事務所については、平成22年度末納付率と同程度の水準確保を目安とすること。
- ④ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。
- ⑤ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度以上の水準を確保すること。

※ 上記目標の実現のため、各年金事務所においては、具体的な数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、計画を着実に実施するとともに、進捗管理を実施。

国民年金保険料収納対策に係る平成23年度行動計画の進捗状況(5月～8月に係る取組)

項 目		計画数値(件) A	実績数値(件) B	達成率 (B/A)	行動計画における 年間目標数値(件)	備 考
1	年金事務所	電話勧奨件数	46,709	54,732	117.2%	149,873
2		戸別訪問件数	341,047	360,893	105.8%	1,071,249
3		文書勧奨件数	10,673,930	8,945,912	83.8%	20,630,055
4	受託事業者 市場化テスト	電話勧奨件数	12,234,714	12,983,844	106.1%	36,829,968
5		戸別訪問件数	1,164,694	1,180,800	101.4%	3,475,613
6		文書勧奨件数	2,531,321	2,090,613	82.6%	7,074,161

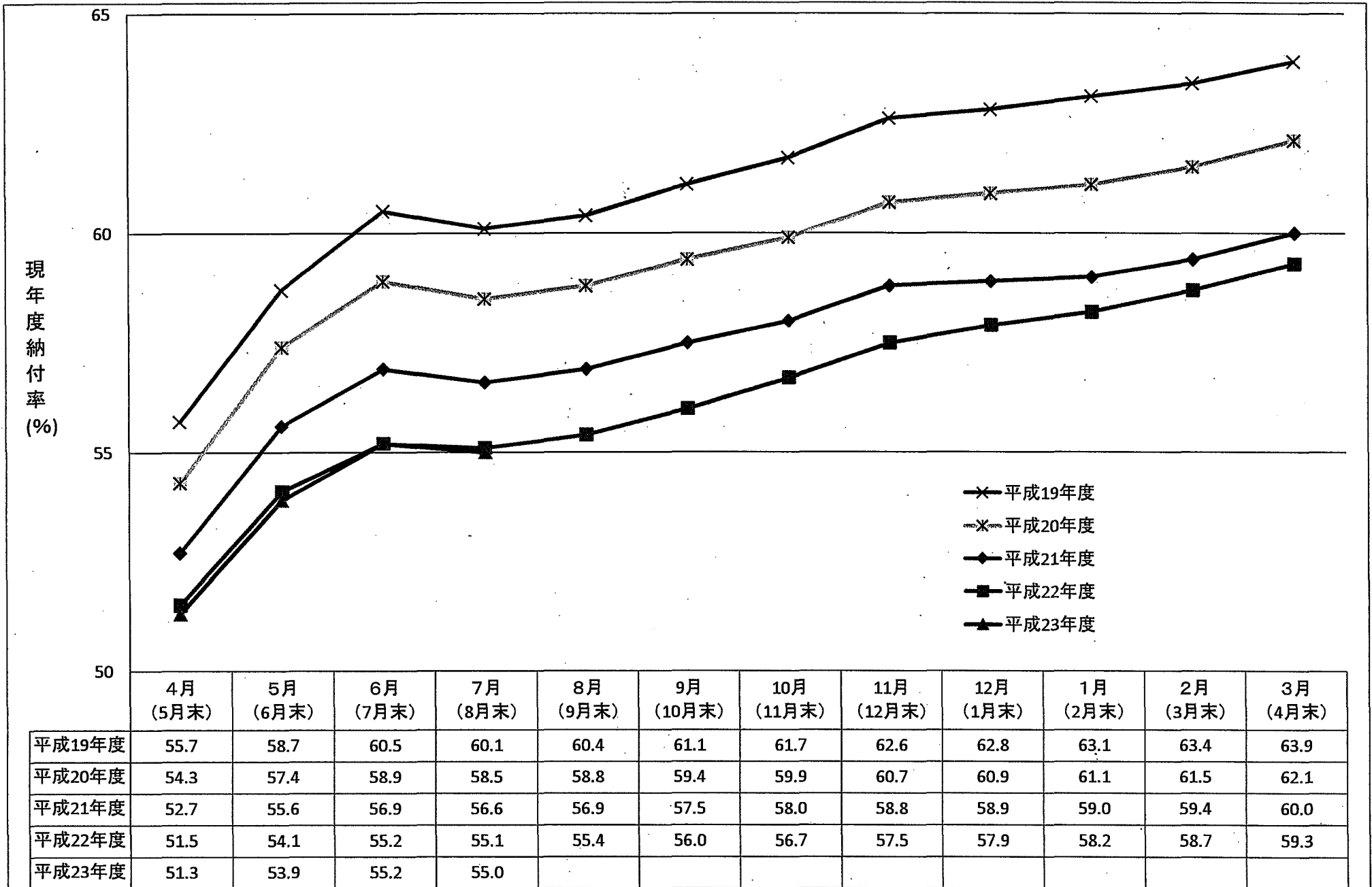
注1:平成22年10月以降、全ての年金事務所において、国民年金保険料の納付督励、免除等申請手続の勧奨及び収納業務の民間委託を実施。

注2: 項番3の「文書督励件数」について計画件数に達していないのは、主に「催告状兼納付書(過年度)」の送付に当たり、計画以降に免除承認されているなどの理由により対応が不要となったことによるもの。

項番6の「文書督励件数」について計画件数に達していないのは、全国一斉取組として6～7月に650万件送付した「催告状兼納付書」との重複を避けるため、文書送付時期を8月以降に変更したことなどによるもの。

国民年金保険料 納付率(現年度)の推移(平成19~23年度)

(参考2)



(参考3)

国民年金保険料収納事業(市場化テスト)受託事業者の状況

- 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の開始年次別(平成21年度、平成22年度)に、平成23年8月末と平成22年8月末を比較した納付率は、平成21年度に開始した127事務所は▲0.3%であるのに対して、平成22年度に開始した185事務所では0.1%である。

	対象月数			納付月数			納付率		
	平成22年8月末	平成23年8月末	増減	平成22年8月末	平成23年8月末	増減	平成22年8月末	平成23年8月末	増減
127か所(21年10月開始)	16,330,415月	15,418,538月	▲911,877月	9,684,683月	9,093,845月	▲590,838月	59.3%	59.0%	▲0.3%
185か所(22年10月開始)	41,435,077月	39,910,280月	▲1,524,797月	22,122,535月	21,334,956月	▲787,579月	53.4%	53.5%	0.1%
合計	57,765,492月	55,328,818月	▲2,436,674月	31,807,218月	30,428,801月	▲1,378,417月	55.1%	55.0%	▲0.1%

注1：平成21年10月に委託した事業者に対しては、平成23年4月に業務改善計画の作成を指示し、5月以降定期的にフォローしている。

注2：平成22年10月開始分については、平成19年10月(95か所)及び20年10月(90か所)から当事業を開始し、平成22年10月に契約更改したもの。

平成23年度下期における国民年金保険料収納対策について

(体制整備)

市場化テスト受託事業者への指導体制の強化を図るため、平成23年9月に債権回収業務の経験のある民間出身職員5名を一部のブロック本部に配置した。

強制徴収担当職員の集合研修を平成23年6月から12月にかけて実施している。

(下期の取組)

今年度後半の取組について、平成23年9月30日付で以下のような指示を行っている。

○組織的な取組の強化

・強化指定年金事務所にあつては、行動計画に加えて収納対策計画書及び強制徴収強化対策計画書における取組事項を着実に実施する。

○市場化テスト事業の取組の強化

- ・年金事務所は必要な情報を受託事業者にデータ提供し、受託事業者から学生納付特例・若年者納付猶予などの勧奨を行う。
- ・年金事務所は受託事業者と連携し、離島や特定の地域において納付相談会を年金事務所が主体となり開催する。

○強制徴収の年金事務所の取組体制の構築

- ・平成23年度の強制徴収対象者については、最終催告状の発行を12月末までに完了させ、その後、納付に至っていない者については、平成24年2月末までに督促状を送付し、3月末までに財産調査に全件着手する。
- ・納付誓約不履行等により滞納保険料等の完納に至っていない者等については、速やかに差押えを行うなど完結に向けた取組を行う。

○新規適用対象者へのアプローチ強化

- ・年金事務所は、特定業務契約職員による戸別訪問等により、新規適用対象者（特に職権適用対象者）に対して、年金制度の説明及び届出（資格取得、口座振替、免除申請等）勧奨を実施する。

○口座振替制度の推進

- ・年金事務所は必要な情報を市場化テスト受託事業者に提供し、受託事業者から当月末の再振替（2ヵ月分の振替）について案内を行う。
- ・年金事務所は、金融機関、市（区）役所及び町村役場、ハローワークに対して、口座振替制度やクレジット納付の周知及び機構本部から送付するチラシ等の備え付けについて、引き続き協力を依頼する。

○公的年金制度の普及・啓発について

- ・ブロック本部及び年金事務所は、「ねんきん月間」において公的年金制度の普及・啓発について取り組むこととし、納付相談会、市区町村の広報誌への掲載依頼、大学構内における制度説明会等を実施する。

「ねんきん月間」について

1. 趣旨

厚生労働省と日本年金機構は協力して、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めていただくため、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。

2. 周知広報

- (1) 政府広報や日本年金機構ホームページを活用し、国民の皆様に「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容をお知らせする。
- (2) 市区町村向け情報誌「かけはし」を活用し、「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容を市区町村の広報誌に掲載していただくよう依頼する。
- (3) 「事業主等へのお知らせ」を活用し、「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容を事業主あてに周知する。

3. 取組内容

(1) 年金出張相談等の積極的展開

- ① 各ブロック本部及び年金事務所は、それぞれの実情に応じ、市区町村、大学構内、社会福祉施設（老人ホーム等）又は大規模商業施設や駅ターミナルを利用した年金出張相談を実施する。

※年金出張相談に併せて、市場化テスト受託事業者と連携した納付相談・集合徴収の案内を行う。

※大学構内における年金出張相談では、学生納付特例制度のパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

<参考>年金事務所の具体的取組（予定含む）

- | | |
|------------------------|------------|
| ア. 大学等を利用した出張相談の実施 | <208年金事務所> |
| イ. 市区町村庁舎等を利用した出張相談の実施 | <142年金事務所> |

ウ. 商業施設を利用した出張相談の実施 < 26年金事務所 >

エ. その他(駅、ハローワーク、事業所等) < 82年金事務所 >

※複数の取組を実施する事務所はそれぞれに計上

- ② 日本年金機構本部においては、日本年金機構ホームページを活用して、公的年金制度の意義や、年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて一緒に考えていくため、年金制度との関わりについてのエッセイを広く募集し、優秀作品を発表する。

(2) 国民年金保険料の収納対策等

- ① 年末対策として、現年度のみ未納者への納付書の送付を11月から実施することとし、納付書の送付後に市場化テスト受託事業者と連携した電話督促や戸別訪問などの事後フォローを効果的・効率的に取り組む。
- ② また、社会保険料控除証明書が発行(11月初旬)されることから、納付督促の際には「年内に納付する保険料は、当該年の社会保険料控除として申告できる」旨についても案内し、年内納付を促す。
- ③ 未適用事業所に対する重点的加入指導や事業所調査など厚生年金適用対策の積極的展開を図る。

2. 厚生年金保険適用徴収業務の状況

(速報値ベースであり、今後、一部数値の修正がありうる)

	項目	直近数値(集計時点)	対前年同月比	備考
1	適用事業所数	1,746,096 事業所 (23年 8月末)	-12,681 事業所	船舶を除く
2	被保険者数	34,755,761 人 (23年 8月末)	117,110 人	船員を除く
3	平均標準報酬月額	303,816 円 (23年 8月末)	533 円	船員を除く
4	適用対策に係る各種取組	(参考1) 参照		
5	滞納事業所数	191,342 事業所 (23年 9月末)	-2,160 事業所	延滞金のみを滞納している事業所数も含む
6	差押事業所数	8,483 事業所 (23年 9月末)	3,010 事業所	
7	口座振替実施率	87.5 % (23年 9月末)	0.1 %	
8	収納率	95.4 % (23年 9月末)	0.0 %	

【平成23年度行動計画の全体目標】

○適用対策は、(参考1)記載のとおり

○徴収対策は、

①平成23年度の収納率については、前年度(97.8%)並みの実績を確保すること。

②口座振替率については、前年度(87.5%)と同等以上の水準を確保すること。

※上記目標の実現のため、各年金事務所においては、具体的な数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、計画を着実に実施するとともに、進捗管理を実施。

厚生年金保険等適用対策の状況(4月～9月に係る取組)

(速報値ベースであり、今後、一部数値の修正がありうる)

	項 目	23年度行動計画による計画数 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)	23年度年間目標値	備考
1	(回数) 来所要請による重点的加入指導 (事業所数)	579 回 — 事業所	880 回 734 事業所	152.0 % — %	1,382 回 1,210 事業所	・事業所数については、年間目標値のみ設定
2	(回数) 訪問による重点的加入指導 (事業所数)	9,229 回 — 事業所	12,842 回 9,899 事業所	139.1 % — %	25,309 回 12,804 事業所	・事業所数については、年間目標値のみ設定
3	立入検査実施数	77 回	232 回	301.3 %	405 回	
4	外部委託による文書・電話勧奨	— 事業所	— 事業所	—	—	・10月から実施
5	外部委託による訪問加入勧奨	— 事業所	— 事業所	—	—	・11月から実施予定
6	事業所調査件数	264,539 事業所	312,450 事業所	118.1 %	364,158 事業所	

平成23年度下期における厚生年金保険等の適用対策について

(体制整備)

厚生年金保険等の適用促進を図るため、平成23年度に大都市部を中心に准職員約200名の増員を行い、10月1日までに採用を完了した。下期においては、適用業務経験の浅い正規職員約500名を対象に、実務研修を平成23年10月から平成24年1月にかけて実施する。

(下期の取組)

1. 今年度後半の行動計画の取組について、平成23年9月30日付で以下のような指示を行っている。

- 未適用事業に係る適用促進については、加入勧奨・加入指導を実施していくうえで適用に結びつけることを強く意識して取り組むこと。
- 行動計画の実施における9月までの各目標の未達成分は、10月以降の目標に上乘せし、年間の目標数値を必ず達成すること。
- 事業所調査の優先順位は、①被保険者からの情報提供、②地方運輸局や都道府県労働局からの情報提供等、③被保険者ゼロ事業所、④適用事業所における未加入者調査とすること。
- 重点的加入指導（被保険者からの情報提供及び各関係機関からの情報提供によるものを除く。）は、概ね10人以上規模の事業所や事業実績が2年以上の事業所を優先的に対応すること。

2. 被保険者が「0」人である適用事業所の解消状況を取りまとめ情報提供を行った。下期においては、引き続き実態調査を実施するよう9月26日付で指示を行っている。

当該調査により、①適用対象者の存在が確認された場合には、適用手続きを速やかに行うとともに、②非稼働事業所と判断された場合には、一定の手順に従って「全喪処理」を行うこととしている。

平成23年度下期における厚生年金保険料等の徴収対策について

(体制整備)

厚生年金保険等の徴収対策の推進を図るために、平成23年6月に准職員229名を採用し、一部の大都市年金事務所に配置した。新任職員を対象に集合研修(6月～12月)を実施している。

(下期の取組)

今年度後半の行動計画の取組について、平成23年9月30日付で以下のような指示を行っている。

① 収納率の確保

納付期限内に納付がなかった事業所に対する納付督促では、速やかな納付督促を行い、滞納事業所を発生させないようにすること。口座振替実施率の維持・向上のため、適用調査課と連携し新規適用事業所に対する勧奨を強力に実施し、また、応じない事業所には継続的に勧奨すること。

② 時効中断措置の全件実施

時効中断措置を全件実施することにより、保険料債権を適切に管理し徴収すること。

③ 執行停止及び不納欠損の全件処理

滞納事業所に対して必要な調査を行い、該当する事案については処理が滞留しないようにすること。

④ 高額滞納事業所に対する取組

国税庁への滞納処分の委任については、現在、委任した実績はないが、国税庁へ委任することになる旨伝えることにより納付に応じた事例が見受けられる。現在、対象となり得る50事業所程度を調査しており、保険料に誠実な意思が認められない事業所に対し次のとおり対応する。

① 年金事務所において差押予告及び滞納処分を執行する。

② ①において妥当な納付計画が提出されたときは、その履行をする間は滞納処分を猶予する。

③ ①によって又は②が不履行となったときには国税に委任する。

厚生年金保険料・健康保険料・船員保険料 徴収状況(年度上期)

平成23年9月末

指 標 名	単 位	2 3 年 度 上 期	2 2 年 度 上 期	増 減	
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	120,575	116,180	4,395
	協会管掌健康保険	億円	39,361	38,232	1,129
	船員保険	億円	207	214	-7
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	115,042	110,852	4,190
	協会管掌健康保険	億円	36,351	35,431	920
	船員保険	億円	165	168	-3
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	115	137	-22
	協会管掌健康保険	億円	55	70	-15
	船員保険	億円	3	2	1
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円	5,418	5,190	227
	協会管掌健康保険	億円	2,955	2,731	224
	船員保険	億円	40	45	-5
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	95.4 (95.6)	95.4	0.0
	協会管掌健康保険	%	92.4 (92.6)	92.7	-0.3
	船員保険	%	79.5 (79.5)	78.4	1.1

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営する主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っている。

(注2)23年度の収納率()書きは、納期限が延長された被災5県を除いた収納率を計上している。

3. サービススタンダードの達成状況

年度	老齢基礎のみ				老齢基礎・老齢厚生				遺族基礎のみ				遺族基礎・遺族厚生				障害基礎		障害厚生	
	加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		加入状況の再確認を要する場合（2カ月以内）		加入状況の再確認を要しない場合（1カ月以内）		3カ月以内		3カ月半以内	
	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率	平均所要 日数	達成率
18	38.3	95.4%	28.2	73.5%	40.3	93.6%	31.4	60.5%	41.3	92.9%	31.6	57.3%	41.1	90.7%	29.3	70.5%	53.5	94.1%	91.4	75.7%
19	41.9	94.3%	31.2	64.6%	45.1	87.2%	35.4	52.4%	42.2	91.0%	34.2	59.1%	45.4	83.8%	31.8	65.4%	58.2	90.1%	101.3	72.4%
20	44.1	87.7%	34.8	56.6%	50.3	76.1%	40.3	45.7%	46.2	83.2%	36.2	54.6%	53.0	74.5%	37.9	55.0%	62.4	87.9%	130.8	31.0%
21	41.2	91.1%	37.7	50.0%	45.1	86.3%	39.3	45.0%	48.7	80.5%	43.8	40.4%	54.5	73.9%	38.5	52.2%	70.2	88.8%	158.1	10.0%
22	39.5	90.1%	34.8	57.7%	40.5	89.5%	35.6	54.6%	43.7	85.4%	47.9	41.9%	50.6	77.4%	40.1	49.9%	60.1	87.7%	173.2	7.7%
23（4月末）	34.6	96.3%	27.9	78.4%	37.2	95.4%	29.7	73.3%	37.4	95.3%	29.3	71.5%	47.6	81.1%	29.8	73.4%	60.6	93.8%	129.4	31.2%
23（5月末）	34.8	95.9%	27.1	81.7%	36.7	95.6%	29.3	74.9%	37.8	92.9%	28.4	75.9%	44.9	83.9%	28.9	76.4%	52.0	93.8%	129.6	30.2%
23（6月末）	34.4	96.4%	26.9	83.3%	36.1	96.2%	29.2	75.2%	37.1	93.9%	29.0	73.6%	43.7	85.8%	29.0	76.6%	50.4	94.7%	123.9	33.4%
23（7月末）	34.2	96.7%	26.7	84.3%	35.5	96.5%	28.9	75.9%	36.9	93.0%	29.6	72.9%	43.6	85.8%	28.9	77.8%	50.3	94.9%	119.8	37.5%
23（8月末）	34.0	96.9%	26.6	85.3%	35.0	96.7%	28.6	77.4%	37.8	92.3%	29.0	74.6%	43.5	85.9%	28.6	79.3%	50.6	94.8%	118.4	40.0%
23（9月末）	33.7	96.7%	26.4	86.3%	34.8	96.5%	28.2	78.8%	37.6	92.3%	28.4	76.5%	43.1	86.4%	28.3	80.8%	51.2	94.6%	115.6	42.3%
（参考）																				
9月単月	32.8	96.1%	25.6	90.3%	33.5	95.6%	26.3	85.6%	36.0	92.7%	25.7	84.7%	41.2	88.9%	26.5	88.7%	54.0	93.8%	104.9	52.1%

（注1） サービススタンダードとは、請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標を定めたものであり、上記数値は、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く所要日数によるものである。

（注2） 日本年金機構中期計画において、「中期目標期間中、毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定した各サービススタンダードについて、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを旨とする。」とされている。

(参考) サービススタンダード推移

